政令第三百四十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百九十六号」を「第二百五号」に改め、同条に次の九号を加える。

百九十七　デジタル田園都市国家構想推進交付金
百九十八　新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金
百九十九　新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金
二百　福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
二百一　国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金
二百二　農林水産業環境政策推進交付金
二百三　農林水産業環境政策推進整備交付金
二百四　豪雪地帯安全確保緊急対策交付金
二百五　保育士等処遇改善臨時特例交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十三号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「臭化メチル」を「、別表第三の上欄に掲げるとおり」に、「貨物の輸出入に際して行う検疫」を「、同表の上欄に掲げる特定物質等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおり」に改める。

附則第三項を削る。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三条関係）

特定物質等	用途
一　別表第一の一の項の中欄に掲げる特定物質	（一）　試験研究 （二）　分析
二　別表第一の三の項の中欄に掲げる特定物質	（一）　試験研究 （二）　分析
三　四塩化炭素	（一）　試験研究 （二）　分析
四　一・一・一―トリクロロエタン	（一）　試験研究 （二）　分析
五　別表第一の六の項の中欄に掲げる特定物質	（一）　試験研究 （二）　分析
六　別表第一の七の項の中欄に掲げる特定物質	（一）　試験研究 （二）　分析
七　ブロモクロロメタン	（一）　試験研究 （二）　分析
八　臭化メチル	（一）　貨物の輸出入に際して行う検疫 （二）　大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定 （三）　（二）の測定に用いる計量器の校正 （四）　試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用と臭化メチルの使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）に限る。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十四号

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第九条並びに特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項、第百九条及び第百九条の二第一項、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十一条第一項、意匠法（昭和三十四年